

よくあるご質問（FAQ）（日本への輸入について）

一般事項

質問事項	回答
日米貿易協定における米国の領域はどの範囲を指しますか。	<ul style="list-style-type: none"> 50州、コロンビア特別区及びプエルトリコ（50州とプエルトリコの中に置かれている外国貿易地区を含む）です。
日米貿易協定について、輸入後に特惠税率の適用を要求することはできますか。	<ul style="list-style-type: none"> 日米貿易協定の特惠税率の適用について、日本への輸入後に要求することを可能とする規定はなく、輸入申告時に要求する必要があります。
日米貿易協定発効後、もし米国からの牛肉の輸入数量がセーフガードの発動水準を超えた場合は、発動期間はどのようになるのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> 日米貿易協定の牛肉セーフガードの発動期間は、発動水準を超えた時期により以下の通りとなります。 <ul style="list-style-type: none"> 1月31日以前：発動開始日から年度末まで 2月中：発動開始日から45日間 3月中：発動開始日から30日間 なお、発動開始日は、以下の期間のうち、発動水準を超えた期間の翌期間の初日から起算して、5執務日目の翌日となります。 <ul style="list-style-type: none"> 各月の初日～10日 各月の11日～20日 各月の21日～末日
米国から輸入される製造用原料品について、関税暫定措置法第9条の2の規定に基づく承認工場制度の対象となる品目はありますか。	<ul style="list-style-type: none"> 日米貿易協定には、関税暫定措置法第9条の2の規定に基づく譲許の便益が適用される品目はありません。

<p>日米貿易協定に関する相談・照会窓口を教えてください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 輸出入の手続やビジネス相談を含む実務の全般について 日本貿易振興機構（JETRO） EPA 活用のための相談窓口 https://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/tpp/contact.html ・ 輸出時の原産地申告の準備等の実務について EPA 相談デスク ※2020年3月31日まで https://epa-info.go.jp/ ・ 協定の鉱工業品の関税などの内容について 経済産業省 通商政策局 経済連携課 http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/contact/ ・ 協定の農林水産品の関税などの内容について 農林水産省 国際部 国際経済課 https://www.aff.go.jp/j/kokusai/tag/index.html ・ 輸入時の原産地規則や関連する税関手続について 税関ホームページ・原産地ポータル https://www.customs.go.jp/roo/origin/question.htm ・
-----------------------------------	---

原産地規則

質問事項	回答
<p>日米貿易協定の特恵待遇の要求手続はどのようになっていますか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 輸入者自己申告のみが採用されており、輸入者のみが原産品申告書の作成ができます。（輸出者自己申告、第三者証明制度は採用されていません。）
<p>輸入者自己申告制度を利用する場合、税関にはどのような資料を提出する必要がありますか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 通常の輸入申告書類に加え、原則として「原産品申告書」、原産品申告明細書及び関係書類等の「原産品であることを明らかにする書類（「明細書等」という。）」の提出が必要になります。 原産品申告書及び原産品申告明細書は、任意の様式で作成可能です。税関 HP 掲載の様式も使用できます。 提出書類に関しては「日米貿易協定の概要」（説明会資料）もご参照ください。 <p>（リンク：日米貿易協定に係る原産品申告書及び原産品申告明細書の様式） https://www.customs.go.jp/roo/procedure/index.htm</p>
<p>輸入者自己申告を利用する場合、原産品申告書は必ず税関に提出しなくてははいけないのですか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 課税価格の総額が 20 万円以下の場合、原産品申告書の提出を省略することができます。
<p>輸入者自己申告を利用する場合、明細書等は必ず税関に提出しなくてははいけないのですか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 次の場合には、明細書等の提出を原則として省略することができます。 <ol style="list-style-type: none"> ① 文書による事前教示を取得している場合 ② 日米貿易協定の完全生産品である場合 ③ 課税価格の総額が 20 万円以下の場合
<p>原産品申告書に有効期限はありますか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原産品申告書を作成した日から 1 年間有効となります。
<p>TPP11 協定（CPTPP）や日 EU・EPA のように、原産品申告書に包括的な期間を設定して使用することはできますか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 日米貿易協定には原産品申告書の包括使用の規定がないため、原産品申告書に包括的な期間を設定して使用することはできません。

<p>同じような産品であっても、サイズや色等が異なれば、別々に原産品であることを確認する必要がありますか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産品や適用される原産地基準によっても異なると考えますが、原則として、使用する材料、生産工程、材料の使用割合等が異なる場合には、それぞれ原産性を確認する必要があります。
<p>輸出者からの、原産性の判断に係る価額の基準等を満たしている旨の宣誓書（営業秘密がある場合等）に基づいて明細書等を作成することにより、日米貿易協定の特恵税率を適用することはできますか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通関時には当該宣誓書等によって原産性を満たしていることの合理的な説明ができるのであれば、特恵税率の適用は認められます。ただし、事後確認時において税関が求めた場合には、輸入者が輸出者より入手して日本税関に提出するか、輸入者の依頼により、輸出者・生産者から日本税関に提出するか、いずれかの方法により十分な疎明資料を提出する必要があります、それができなければ特恵が否認される場合がありますので、ご注意願います。
<p>日米貿易協定の検証制度（事後確認）はどのようになっていますか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本税関は、協定に基づく関税上の特恵待遇の要求を行う輸入者に対し、輸入された貨物の原産性の確認のために情報を要求することができます。（輸出者・生産者への検証はありません。） ・ また、輸入者の依頼により、米国の輸出者又は生産者から日本税関へ直接情報を提供することも可能です。
<p>発効日前に船積みされた貨物について、日米貿易協定の特恵税率を適用して輸入申告することはできますか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協定発効日前に船積みされた貨物であっても、以下の場合には日米貿易協定の特恵税率の適用が可能です。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 協定発効日後に日本に到着する場合 ○ 協定発効前に日本に到着し、保税地域に蔵置されている貨物を、協定発効後に輸入申告する場合 ・ ただし、原産品申告書が作成できるのは協定発効後となります。
<p>原産地規則や関連する税関手続について相談窓口を教えてください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原産地規則や関連する税関手続についてご質問等があればリンク先の連絡先にお気軽にお問い合わせください。 <p>(リンク：原産地規則や原産地手続に関するお問い合わせ) https://www.customs.go.jp/roo/origin/question.htm</p>